

原状回復対策推進協議会における環境再生の議論の経緯について

1. 原状回復対策推進協議会の経緯

(1) 第Ⅰ期 (H15.7.31~H17.7.30)及び第Ⅱ期 (H17.7.31~H19.7.30)

汚染拡散防止対策や不法投棄された廃棄物の撤去・処理などについて協議を行い、平成18年11月には本格撤去計画を策定するなど、不法投棄現場の原状回復に向けた協議を重ね、本格撤去に至る具体的方向性を示しました。

(2) 第Ⅲ期 (H19.7.31~)

今後の原状回復対策は、本格撤去計画に基づき撤去・処理を進めていくことになり、これまでの汚染拡散防止対策などのハード面中心の協議から、次のステージである不法投棄現場の環境再生のあり方を検討するなど、ソフト面中心の協議に移行していくことになることから、文科系の学識経験者や環境問題に意識の高い一般県民も含めた形で協議会の再編を行いました。

2. 協議会における環境再生の議論の経緯について

(1) 第Ⅱ期協議会

①第16回協議会 (平成19年2月24日)

○協議事項として協議

- ・県から「環境再生のあり方検討イメージ」の資料を基に、今後、環境再生の目標を議論することが大事な課題になってくると及び環境再生のあり方に関する議論の大まかなプロセスを説明しました。
- ・出席の各委員から環境再生のあり方について、率直な感想・意見をいただきました。
《協議会了承》

(2) 第Ⅲ期協議会

①協議会委員改選 (平成19年7月31日)

②第18回協議会 (平成19年9月22日)

○現場視察

- ・環境再生に向けて委員の現場への理解を深めていただきました。

③第20回協議会（平成19年11月10日）

○協議事項として協議

- ・環境再生計画策定の趣旨

*議事録抜粋

事務局：県境不法投棄現場の原状回復については、今後、標高の高いエリアから順次、廃棄物の撤去が完了し、最終的には元々の深い沢地形になります。

このため、県では原状回復後の環境再生方策について検討し、平成20年度末を目途に環境再生のビジョンを掲げた環境再生計画を取りまとめることにしております。

また、環境再生の具体的方策を早期に決定することによって、今後の原状回復事業の効率的な遂行を図るものです。

撤去を完了したエリアから環境再生に取りかかるとすれば、平成21年度あたりから撤去を完了したエリアが出てくると見込まれておりますので、よって、平成20年度末を目途に計画を策定するというようにしております。

- ・計画検討・策定フロー
- ・環境再生のあり方検討イメージ
- ・環境再生計画スケジュール案

（県民意見の集約、地元意見の集約、岩手県との連携を基に協議会で議論していく。）

平成20年9月 環境再生計画第1次案

平成21年2月 環境再生計画最終案

- ・出席の各委員から環境再生のあり方について、率直な感想・意見をいただきました。
《協議会了承》

④第21回協議会（平成20年2月23日）

○協議事項として協議

- ・提案募集方法及び環境再生計画策定の全体フロー

（全国の専門家等からの提案募集実施等に伴うスケジュール案の変更）

平成21年5月 環境再生計画第1次案

平成21年9月 環境再生計画最終案

- ・環境再生検討についての参考資料（廃棄物撤去後の原地形イメージ図等）
《協議会了承》

⑤第22回協議会（平成20年5月24日）

○協議事項として協議

- ・田子町からの要望・要請について
- ・環境再生提案・審査部会の設置について
- ・環境再生に関する住民アンケート結果調査について

《協議会了承》